

電子@連絡帳の二次医療圏を超えた地域との広域利用について

1 概要

尾張東部医療圏内の電子@連絡帳（5ネットワーク）は、平成28年4月1日付けで広域利用に関する合意書を締結しています。そのため、当医療圏内でネットワークの利用承認を受けたものは、広域利用（利用者の情報の共有化）が可能です。

現在、二次医療圏を超えた地域のネットワークとの広域利用はできませんが、電子@連絡帳の普及とともに、医療圏を超えた、特に隣接する地域のネットワークとの広域利用の必要性が高まっています。

このような状況から、関係地域において、広域利用に向けて調整が始まっています。ただし、個別のネットワーク間の合意書締結では手続きが煩雑になることから、I I J社へのシステム移行作業が終了し、二次医療圏内での広域利用調整が済んだ地域間において、順次手続きが進められる予定です。

2 他の医療圏の動向（尾張東部医療圏近隣の電子@連絡帳導入地域）

- ◆尾張北部医療圏（春日井市、小牧市、岩倉市）
 - ・合意書締結済み（2月）、3月までにI I J社へ移行完了
- ◆知多半島医療圏（東海市、知多郡医師会管内8市町）
 - ・知多郡医師会管内8市町は合意書締結済み、I I J社へ移行済み（2月）
 - ・今後、東海市と広域利用に向けて調整予定
- ◆西三河北部医療圏（豊田市、みよし市）、西三河南部東医療圏（岡崎市、幸田町）、西三河南部西医療圏（刈谷市、知立市、高浜市、安城市、碧南市）
 - ・刈谷市、知立市、高浜市は合意書締結済み（10月）
 - ・西三河3医療圏全域での広域利用に向けて調整中

3 尾張東部医療圏における他地域との広域利用計画（3.14 瀬戸旭医師会より）

- ① 4月1日付けで、尾張北部医療圏と合意書締結予定
 - ② 2019年度早期に、知多半島医療圏、西三河全域と合意書締結予定
- ※ 今年度中に、尾張東部医療圏内の各ネットワーク協議会等において、医療圏を超えた広域利用に関して了承をいただく。（必要に応じて利用規定等の文言修正）
- ※ 医療圏間における合意書の締結方法は、それぞれの医療圏を代表するネットワーク管理者を合意書締結の当事者とする。尾張東部医療圏においては、瀬戸旭もーやっこネットワークの代表者（瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会会長）を合意書締結の当事者とする。